

### 【アメリカ】 州を越えて銃の携帯を許可する法案

2015年2月12日、2015年合法的コンシールドキャリー互惠法案(S.498)が上院に提出された。コンシールドキャリー(concealed carry、CC)とは、銃などを衣服やかばんに隠して携帯することを意味する。銃の携帯は、各州法に基づき州が規制しており、現在では50州の全てでCCが認められているが、ほとんどの州で事前の許可申請が必要であり、その要件も州により異なる。同法案は、居住する州で発行された銃の携帯許可証(concealed carry permit)を所持する銃の所有者に対して、他のいかなる州への銃の持ち込みも(各州の制約条件に基づいて)許可するものである。同法案に対して、全米ライフル協会は、銃所有者にとっての待ち望まれた問題解決策であると即座に支持を表明した。一方で、銃規制推進団体は、銃規制に関する州の決定権限を侵害するもので、社会に対する重大な危険性をもたらすと強く反対している。同内容の法案は過去にも繰り返し提出されているが、共和党優位の現議会での可決の可能性は高いとされる。(前・海外立法情報課・岩澤 聡)

・ <http://thehill.com/regulation/legislation/232633-senate-republican-unveils-gun-rights-bill>

### 【アメリカ】 アムトラックへの財政支援継続を認める法案

2015年3月4日、下院は、2015年旅客鉄道改革及び投資法案(H.R.749)を可決し、3月9日に上院に送付した。同法案は、2016~2019会計年度の4年間にわたり72億ドルの旅客鉄道関連の連邦予算支出を認めるものである。現行水準とほぼ同額の年間約14億ドルの全米旅客鉄道輸送公社(アムトラック)への財政支援を維持しつつ、コスト削減や民間資金の活用など、旅客鉄道の運営効率向上のための諸改革に関する規定を含んでいる。最も重要な改革は、アムトラックの事業において、ボストン、ニューヨーク及びワシントンを経る北東回廊線とその他の全米各地の長距離路線事業を切り離すものである。これにより、アムトラックは、北東回廊線の収益を、他の不採算路線に流用するのではなく、同路線の旅客サービスの改善のために再投資することとなる。同法案は、また、試験的プログラムとして、乗客がペットの犬や猫を車内に持ち込むことを許可する有料サービスをアムトラックに開始させる規定を含んでいる。(前・海外立法情報課・岩澤 聡)

・ <http://thehill.com/blogs/floor-action/house/234622-house-passes-amtrak-reauthorization-bill>

### 【アメリカ】 退役軍人の自殺防止のための法律

アメリカでは退役軍人の自殺が問題視されており、年に約300人が死亡している。これを改善するため、「退役軍人自殺防止のためのクレイ・ハント法」が制定された(PL.114-2, 2015年2月12日)。退役軍人省のメンタルヘルス及び自殺防止に関する全てのプログラムにつき、2018年9月末までに第三者による独立した評価の実施(以後は毎会計年度実施)、同省の退役軍人のメンタルヘルス治療に関するすべての情報提供の1か所のウェブサイトでの実施、同省の作業に関与する精神科医増員のため、同省での労働等を条件として1名あたり年3万ドルを上限とする学生ローン返済の補助プログラムの実施、退役軍人及び前線勤務終了者をメンタルヘルス治療にアクセスしやすくする試行計画の実施等を、同省に義務づける。戦闘経験者が従軍に起因すると医学的には証明できない疾患の治療を受けられる資格の付与期間も1年間延長された。クレイ・ハントはイラク及びアフガニスタンで戦功があり、負傷した元海兵隊員で、2011年に自殺した。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ1/pdf/PLAW-114publ1.pdf>

### 【アメリカ】テロリスク保険法の3度目の時限延長

2001年9月の米同時多発テロ発生を受け、2002年、連邦と保険業者とで保険支払いのリスクをシェアするテロリスク保険プログラムが連邦法により制定された。これは時限立法で2度延長されたが、政府の業界への関与の長期化は民間の自主的取組を阻害するおそれがあるとの批判もあり、2度目の延長時にはブッシュ大統領（当時）は拒否権発動の意向も示していた。今回の2015年テロリスク再授權法（P.L.114-12, 2015年1月12日制定）は、同プログラムを2020年末まで延長した。テロ事件1件当たりの損失補償合計額が一定額を超える場合は、連邦と保険業者との負担割合を連邦政府が個別に決定するが、その基準額を1億ドルから2億ドルに引き上げた。その上で、損失補償合計額が基準額以下（500万ドル～2億ドル）の場合の連邦と業者との補償分担については、業者の負担割合を引き上げた。1年間の業者支払額が一定額未満であった場合に連邦が課徴金を徴収する規定も、業者負担を引き上げる改正がなされた。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ1/pdf/PLAW-114publ1.pdf>

### 【EU】統計に関する新しい規則

2015年3月5日、EU理事会は、EUにおける統計の品質と信頼性の向上を目指した新しい規則案を承認した。この規則案は、従来の規則(EC)223/2009を改正するもので、2012年4月17日に欧州委員会が原案（COM(2012)167final）を提出し、欧州議会で一部修正の後、2014年12月3日の欧州委員会・欧州議会・EU理事会による3者協議（trilogue）で、暫定的な合意に至っていた。統計の品質と信頼性の向上に対する要望は、2009年の欧州債務危機以降の域内経済政策の調整が強化される過程において高まってきており、統計データそのもののみならず、統計作成機関に対する信頼性の向上も課題となっていた。規則案では、各国の統計の調整に責任を有しEU統計局との接点ともなる各国統計機関（NSI）の長は、政府及び他の機関等からの指示を求めることも受けることも認められず、その長の選任については、専門性のみを基準とするように改められた。（前・海外立法情報調査室・加藤 浩）

・ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/03/150305-european-statistics-new-rules-approved-by-council/>

### 【EU】電子書籍への軽減税率適用に関するEU司法裁判決

フランスとルクセンブルクは、電子書籍の販売・提供に対する付加価値税（VAT）の課税に関して軽減税率を適用しており、フランスでは5.5%（標準税率は20%）、ルクセンブルクでは3%（同17%）となっている。欧州委員会は、2013年9月に、「電子書籍の販売・提供に対するVATの軽減税率適用は、VAT共通システム指令（2006/112/EC）によって加盟国に課せられた義務の不履行に当たる」として、この2か国を相手にEU司法裁判所に提訴していた。EU司法裁は、2015年3月5日、「軽減税率は、当該指令の付属書Ⅲに掲載される物品・サービスの販売・提供に関してのみ適用が可能であり、付属書Ⅲで示される書籍の販売・提供は、全て物理的な媒体の書籍に関するものを指す。電子書籍に物理的手段（PCやリーダー）の補助が必要であっても、電子書籍の販売・提供にはそのような物理的手段の販売・提供は含まれておらず、電子書籍への軽減税率の適用はできない」旨の判決を下した（Judgments in Cases C-479/13 and C-502/13）。（前・海外立法情報調査室・加藤 浩）

・ <http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2015-03/cp150030en.pdf>

### 【EU】 遺伝子組換生物（GMO）の栽培禁止に係る加盟国への権限付与

共通市場の創設と拡大・深化を目指す EU においては、域内で認可された遺伝子組換生物（GMO）の栽培を、各加盟国が自国の領域内で自由に規制又は禁止することはできなかったが、2010年7月13日、欧州委員会は、これを可能とする規則案を提案していた（COM(2010)375final, 本誌245-1号（2010年10月）p.21参照）。この案は、長期間にわたって審議され、欧州議会での修正等を経た後、加盟国に国内法への反映を義務付ける新たな指令として、2015年3月11日ようやく採択された（Directive(EU)2015/412）。新指令では、(1) EU 域内における遺伝子組換生物の栽培の承認手続において地理的な適用範囲を決定する際に、加盟国が自国の領域の除外を申し出ること、(2) EU 域内における遺伝子組換生物の栽培の承認後に、環境政策・農業政策・都市計画・国土計画・土地利用・社会経済的影響等に係るやむを得ない理由に基づいて、加盟国が当該生物の栽培を規制又は禁止することが、一定の条件下で可能となった。（前・海外立法情報調査室・加藤 浩）

・ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/03/150302-new-gmo-rules-get-approved/>

### 【イギリス】 大規模児童性的虐待事件で政府が地方自治に介入

2015年2月26日、コミュニティ・地方自治大臣は、イングランド中部の自治体ロザラム（人口約25万人）の議会（定数63名）を、中央政府が任命した5人の委員の統制下に置く指示を下した。この指示は、自治体が職務遂行に当たって最大限の経済性、効率性、有効性への配慮と、持続的向上を求められる「ベスト・バリュー原則」に違反した場合は、国務大臣又はその代理人が当該職務を遂行するという1999年地方自治体法第15条に基づいたものであり、議会執行部が行使していた行政執行権限のほとんどが委員によって行使されることになる。措置の背景には、1997年から2013年にかけて1,400人の被害者を出した大規模な児童への性的虐待事件がある。犯人はパキスタン系移民で被害者のほとんどは白人の少女であり、人種差別の批判や人種間緊張の高まりを恐れた当局が被害者の訴えを黙殺、隠蔽したことが問題視され、ヒアリングの結果、大臣は自浄が期待できないと判断した。委員の任期は2019年までである。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <https://www.gov.uk/government/speeches/intervention-in-rotherham-metropolitan-district-council>

### 【イギリス】 2015年社会貢献、責任及びヒロイズム法

2015年2月12日に成立した2015年社会貢献、責任及びヒロイズム法（以下「2015年法」という。）は、訴訟されることへの恐れで萎縮しているボランティア活動や自発的な人助けの奨励を目的とするもので、連立政府の当初からの公約であった。この背景には、弁護士広告の解禁（1987年）、クレーム代行会社の増大、敗訴の場合の弁護士料金無料の慣行化等による「賠償文化」の蔓延がある。2015年法はある者が注意義務標準に照らして過失があったか、又は違反をしたかを裁判所が判断するに当たり、①社会又はその構成員のため行動していたこと、②他者の安全や利益を守るために概ね責任ある方法で臨んだこと、③問題となる過失又は違反が緊急時に危険な状態の人を助けるため英雄的な行動をとる中で発生したこと、について配慮することを義務づける。一方で特に②の規定に関しては、労組等から「概ね責任ある方法」という曖昧な定義によって、雇用主の被用者に対する安全責任を薄めることになりかねないとの批判も出ている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/3/contents>

### 【イギリス】 2015 年国民保険拠出金法

イギリスの国民保険は 1911 年に導入された制度であり、被用者、雇用者、自営業者からの拠出金で構成された基金で運用され、国民年金等の原資となる。2015 年国民保険拠出金法は、この簡素化と、支払回避に対する取締強化を目的とした法律で、2015 年 2 月 12 日に成立した。拠出金は 6 階層に分化され、平均的な自営業者は、①週 2.75 ポンド（約 500 円）の負担をベースとする月払い又は半年払いと、②収益の 9%の年次支払いをする必要があったが、今後は①が申告納税に組み込まれ、②及び所得税と併せて一括支払いされることになる。また歳入関税庁が、裁判で敗訴している拠出金支払回避策と実質的に同じ案件を発見した場合、その者に支払いを勧告する通知を送り、これに応じずかつ敗訴した回避策と違うことを証明できなかつた場合、割増料を徴収することが可能となる。また支払回避策を勧めるコンサルタントで悪質な者は、歳入関税庁に名前と違反内容を公開され、同庁の監視対象となり、そのことを顧客に伝える義務を負う。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/5/contents/enacted/data.htm>

### 【ドイツ】 脱税の取締り強化のための租税法の改正

従来の租税法の規定によれば、脱税額が 5 万ユーロ以下の場合において、脱税者が、時効（5 年。特に重大な脱税の場合には 10 年）が完成していない過去の全ての脱税を自首したときには刑罰を免除される（第 371 条第 1 項）。脱税額が 5 万ユーロを超える場合には刑罰を免除されないが（同第 2 項）、利子とは別に、脱税額の 5%を国庫に支払えば刑事訴追が行われない（第 398a 条第 1 項）（本誌 248-1 号（2011 年 7 月）参照）。脱税の取締り強化のためにこれら規定が改正され（BGBl. I S.2415）、2015 年 1 月 1 日に施行された。改正により、刑罰を免除されるのは脱税額が 2 万 5 千ユーロ以下の場合となった。また、脱税額が 2 万 5 千ユーロ超 10 万ユーロ以下の場合にはその 10%、10 万ユーロ超 100 万ユーロ以下の場合には 15%、100 万ユーロ超の場合には 20%を国庫に支払えば、刑事訴追が行われないことになった。さらに、自首の際、時効の完成又は未完成を問わず、過去 10 年以内の全ての脱税を申告しなければならなくなった。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/3018.

### 【ドイツ】 連邦教育促進法の改正

ドイツにおける代表的な奨学金 Bafög は、学生の経済的な事情を考慮して支給される奨学金で、無利子で貸与され、その半分の返済を要する。Bafög を定める連邦教育促進法が改正され（BGBl. I S.2475）、一部を除き 2015 年 1 月 1 日に施行された。この改正は、高等教育における連邦と州の協力強化のための基本法改正（本誌 262-2 号（2015 年 2 月）参照。）を受けたものであり、従来州が 35%、連邦が 65%の比率で Bafög の費用を負担していたが、今回の改正により、2015 年からは連邦のみの費用負担となった。また、2016 年冬学期からの奨学金が 7%引き上げられ、住居手当は 7%以上引き上げられる。本人、親及び配偶者の所得要件もこれに応じて緩和されるため、現在 63 万人の学生が奨学金を受けているが、さらに 11 万人の学生が奨学金を受けられることになるとされている。また、人道上の理由によりドイツに滞在する外国人等は、従来 4 年間のドイツ滞在が奨学金受給の要件であったが、この期間が 15 か月間に短縮された。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/2663, 3142.

### 【ドイツ】 保育施設整備のための連邦による財政支援

ドイツは、2013年8月から、1歳以上3歳未満の児童に対し、保育施設に入所する法的請求権を与えている。保育施設に対する公的財政支援は主に市町村及び州が行うが、2008年からは、連邦が新たに設置した特別財産「保育施設整備」により、連邦の特別な財政支援が加えられ、保育施設の整備が一層進んでいる。連邦は、2008～2013年までの投資費用の一部負担として21億5千万ユーロを特別財産に拠出し、これにより、3歳未満の保育児定数を23万3千人増やす措置が講じられた。2014年12月に、特別財産「保育施設整備」を設置する法律が改正され（BGBl. I S.2411）、保育児定数78万人を3万人増やすために、連邦は2016～2018年に5億5千万ユーロを上積みすることが定められた。同時に、保育の質（特に言語教育）を改善するために財政調整法が改正され、2017・2018年における付加価値税の州の取り分が1億ユーロずつ増額された。保育の質の改善は、早期教育、機会平等、家庭と仕事の両立、国民経済に資するとされている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）  
・ BT-Drucksache 18/2586, 3443.

### 【ロシア】 農産物の国庫買上制度

ロシア政府は近年、国内の農業育成に力を入れており、その一環として、2015年2月12日連邦法第11号「連邦法「農業の発展について」第14条の改正について」が制定された。同法は、より効果的な農産物市場を形成し、農業生産者の収入増加及び農業用インフラの発展を保障することを目的としており、具体的にはロシア政府が自らの定める手順及び条件で農業生産者から農産物を購入することを盛り込んでいる。このような制度は2001年8月3日政令第580号「農産品、農業原料及び食料の市場管理を目的とする国家調達及び取引に関する手順の承認について」として既に存在していたが、今後、詳細は不明ながら、連邦法第11号を根拠としてより農業生産者に有利な形で農産物の国家買上制度が発足すると見られる。また、これに先立ち、農業省が中心となって農業用機器の近代化を促進することを定めた2015年2月12日連邦法第10号「連邦法「農業の発展について」第15条及び第17条の改正について」も制定された。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201502130013>

### 【ロシア】 医薬品価格の国家登録制度の改正について

2014年12月22日、連邦法第429号「連邦法「医薬品の取扱いについて」の改正について」が制定され、567品目の死活的な重要性又は最高度の重要性を有する医薬品（抗生物質、ワクチン等）に関しては、その生産に関する条件、手順、価格及び新たな国家統制の方法などを社会的及び経済的条件に応じて政府が決定できるようになった。また、当該の医薬品の価格は国内外の製薬企業が製造する同等の医薬品の価格を考慮するとの規定は削除された。さらに2015年3月8日連邦法第61号「連邦法「医薬品の取扱いについて」第61条の改正について」により、当該の医薬品の価格に関する国家登録制度が変更された。同法によると、このような医薬品を製造している製薬会社は、毎年10月1日までにそれらの薬品の販売価格を政府に登録しなければならない。また、価格の変更は年に1回までしか認められない。さらに2015年7月1日とされていた前述の連邦法第429号の施行日は、連邦法第61号により、2015年5月12日に前倒しされた。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201503090043>

### 【韓国】 性別影響分析評価法の改正

韓国では、「性別影響分析評価」（中央省庁及び地方公共団体の長が政策を策定し実施する過程において、その政策が性平等に及ぼす影響を分析評価し、政策が性平等の実現に寄与できるようにすること。以下「分析評価」）が、女性政策の推進に重要な役割を果たしている。2002年の女性発展基本法の改正により法的根拠が新設され、2004年の試験事業を経て2005年から本格的に実施されてきた。2011年には「性別影響分析評価法」が制定され、独立した法的根拠が整備されるとともに分析評価の対象も拡大した。2015年2月3日の同法改正により、さらに、①国及び地方公共団体における官民協力体制構築の努力義務、②分析評価結果をジェンダー予算作成時に反映させる義務（改正前は努力義務）、③他機関に対する女性家族部（部は省に相当）長官の資料要求権の強化、④中央にのみ設置されていた分析評価委員会を全ての地方公共団体に設置すること等の規定が定められた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_L1R4U1T2U0P4I1U7W2Z1W5I5H7T8J1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_L1R4U1T2U0P4I1U7W2Z1W5I5H7T8J1)

### 【韓国】 原発の安全—不正の防止と廃炉問題—

近年、韓国の原子力発電所において、部品の品質検査証や試験成績書が偽造される等の不正事件が相次いで発覚した。事件の原因とされる、閉鎖的な原子力業界内部の構造的癒着関係を根絶するため、2014年12月31日、「原発不正の防止のための原子力発電事業者等の管理・監督に関する法律」が制定された。同法制定により、原子力発電事業者等に対し、購入、契約、組織管理、人事管理、施設管理等に関する遵守事項が定められ、政府の管理・監督が強化された。また、原子炉の廃炉問題に対応するため、2015年1月20日、「原子力安全法」が改正された。同法改正により、①「解体」（廃炉に相当）の定義、②原発の建設許可及び運営許可の際に解体計画書を原子力安全委員会に事前提出し、事後に定期的に更新すること、③解体には原子力安全委員会の承認を要すること、④設計寿命後の原子炉の延長運転及び解体の際に、必要書類に周辺住民の意見を盛り込むこと等が定められた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>

### 【韓国】 大学修学能力試験の出題ミスに関する特別法の制定

2014年度大学修学能力試験（2013年11月7日実施。日本のセンター試験に相当。以下「修能」）の世界地理の出題ミスをめぐる訴訟の控訴審判決において、2014年10月16日、ソウル高等法院（高等裁判所に相当）は出題ミスと認定し、受験生側の訴えが認められた。修能の出題ミスが裁判により認定されるのは今回が初めてとされる。被告の韓国教育課程評価院（試験問題作成機関）は控訴審判決を受け入れ、同年10月31日、教育部（部は省に相当）は受験生に対する救済方針（当該問題の全員正解、成績の再集計及び定員外の追加合格）を示した。定員外の追加合格には法的根拠が必要であることから、同年12月30日、「2014学年度大学修学能力試験出題誤謬による被害者の大学入学支援に関する特別法」が公布・施行され、大学の長に対し、本来合格であった受験生の2015年度の編入・入学を許可することが義務付けられた。報道によると、追加合格対象者は約630人である。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1G4C1Z2I0U5H1F1H0Z4K0E7S4R7N2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1G4C1Z2I0U5H1F1H0Z4K0E7S4R7N2)

### 【中国】 反テロリズム法案

中国は近年、テロ対策強化のため、刑法、刑事訴訟法、突発事件対応法、反マネーロンダリング法等において関係規定の整備を進めてきた。全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」）では、2011年10月29日に「テロリズム対策強化に係る問題に関する決定」が採択され、2014年12月28日に「上海協力機構反テロリズム条約」が批准されている。国内でウイグル族過激派による事件等が多発し、国際的なテロの脅威も高まる中、習近平政権は反テロリズム法の早期制定を次なる課題と位置付けている。2014年10月、全人代常務委に提出され第1回審議が行われた反テロリズム法案は、全106か条から成り、テロの予防と取締り、テロ関連情報の調査、テロ活動組織の認定、国際協力等について規定している。法案は意見公募を経て、2015年2月に第2回審議が行われた。この法案をめぐっては、テロの定義の拡大解釈に対する懸念のほか、欧米からはIT機器の暗号解読技術の当局への提供義務等について批判も出ている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2014-11/03/content\\_1885027.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2014-11/03/content_1885027.htm)

### 【中国】 科学技術成果転化促進法改正案

1996年に公布・施行された科学技術成果転化促進法は、科学技術の研究開発成果の実用化を促進することにより、産業の発展や生産力の向上を図ることをその目的とする。全37か条から成る現行法は制定から20年近くが経過し、その間の経済発展や国の研究開発政策の変化を踏まえた見直しが必要となっていた。中国の研究開発予算は年々増加し研究開発の水準も向上しているが、産学官連携が不十分であり、実用化について十分な成果が得られていない。実用化に係る審査体制や手続の合理化も課題となっている。2015年2月25日、第12期全国人民代表大会常務委員会第13回会議に提出された同法改正案(全51か条)には、①研究開発の実施状況とその成果及び関連の知的財産権情報の提供システムの整備、②研究開発成果の積極的な実用化を奨励する評価制度の導入、③研究開発への企業の関与拡大と産学官連携体制の整備、④技術移転仲介や起業支援等のサービス基盤の整備などの内容が含まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-03/02/content\\_1906948.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-03/02/content_1906948.htm)

### 【台湾】 未成年者保護強化のための法改正

2015年1月23日、台湾立法院で児童少年福祉權益保障法改正案が可決された（同2月4日公布）。台湾で児童は12歳未満、少年は12歳以上18歳未満の者を指す（以下「少年等」）。今回の改正は、少年等を有害環境から守り、保護を強化することに主眼が置かれ、保護者の責任も強化された。モバイル端末の過度の使用による健康被害を防ぐため、少年等が合理的な時間を超えて連続使用することを禁ずる規定が設けられた。少年等の保護者が当該行為を禁止せず、それが悪質な場合は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料が科される。幼稚園及び小・中・高校から200メートルの範囲内では、少年等の心身の健康に有害なゲームセンター等の営業が禁止される。保護者は少年等を生命・身体に直ちに被害が生じるような環境に置いてはならず、違反した場合、4時間以上50時間以下の教育指導を受けなければならない。ベビーシッターによる虐待の多発を背景に、ベビーシッターの資格要件も厳格化された。（1台湾ドルは約3.8円）（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/05125/05125104012300.htm>

### 【オーストラリア】 世代間報告を公表

連邦政府は、2015年3月5日に「世代間報告」を公表した。長期的な視野で財政の持続可能性を検証するため、予算公正憲章法で40年のスパンの経済・財政状況の予測を5年以内ごとに行うことを政府に義務付けており、2002年、2007年、2010年に続き今回が4度目になる。今回の報告の特徴は、①現保守連合政権以前の予算政策、②現在の予算政策、③現政権が提案している予算政策を継続した場合の3つのシナリオに基づく推計を行っていることである。例えば財政バランスと純債務について見ると、①によれば2055年には対GDP比でそれぞれ概ね▲12%、120%、②によれば▲6%、60%になるのに対し、③によれば0.5%、▲15%になると予測している。報告書にその根拠が十分に示されているとは言えず、政権担当時①を実施した労働党は反発している。政策の選択肢ごとの予測は注目すべき試みであるが、信頼される長期予測であるためには根拠の透明性などさらに議論が求められるよう。

(海外立法情報調査室・吉本 紀)

・ <http://www.treasury.gov.au/PublicationsAndMedia/Publications/2015/2015-Intergenerational-Report>

### 【オーストラリア】 農地取得の外資規制強化

連邦政府は、外国人が農地を取得する際に外国投資審査委員会の事前の承認を要する最低額を2015年3月1日に改訂し、取得しようとする者の国内取得総額について2億5200万豪ドル(約235億円)から1500万豪ドル(約14億円)に一举に引き下げた(総額とするのは小規模取得の積重ねによる規制回避防止のため)。「1975年外資による資産取得及び事業買収法」等に基づく措置である。また、外国人による農地所有の登録制度の導入の意向と、その新規投資情報の国税局による収集の同年7月開始を発表した。背景には数年前から顕著になった中国人投資家による農地買収に対する危機感があるとされ、保守連合の選挙公約でもあった。もっとも、鉱山投資に比べればその規模は小さく、農地についてもアメリカ等に比べれば小さいという評価もある。連邦政府は、外国からの投資は豪国にとって重要であることに変わりはなく、今回の措置は外資受入れ政策に対する国民の信頼を一層強固にするためと説明している。

(海外立法情報調査室・吉本 紀)

・ <http://www.firb.gov.au/content/policy.asp> etc.

### 【タイ】 進む新憲法制定作業

2014年8月に発足したプラユット陸軍司令官を首相とする暫定政府の下、同年11月から新憲法の起草が進められている。2015年3月までに明らかにされた主な内容は、ドイツに倣った小選挙区比例代表併用制、政党要件を満たさない政治グループからの候補者擁立の容認、下院議員でない首相の選出の容認、上院議員の任命制、憲法裁判所の維持等である。憲法起草委員会は、こうした規定によって、政党の影響力を弱め、厳しい政治対立を緩和することを意図しているとされる。憲法草案は、2015年4月17日までに国家改革評議会(2014年7月公布の暫定憲法に基づき諸改革を暫定国会及び政府等に勧告する組織)に提出され、暫定政府と国家平和秩序評議会(2014年5月のクーデター時に全権を掌握した軍主導の組織)からの意見を反映させて、同年8月までに国家改革評議会が採択することになっている。なお、暫定政府は、当初2015年10月頃としていた新憲法下の総選挙は、2016年2月にずれ込む見通しであると発表している。(前・海外立法情報課・藤倉 哲郎)

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/476845/cdc-unveils-13-steps-to-shake-up-polls-electoral-systems>



**【フィリピン】 高等教育関連 3 法が成立**

2014 年 11～12 月、アキノ大統領は、高等教育への国民のアクセスを促進することを目的としている 3 つの高等教育関連法（イスコラナンバヤン法、段階化教育法、オープン遠隔教育法）に署名した。イスコラナンバヤン（「街の奨学生」の意）法では、フィリピン大学を除く国立大学に対して、公立高校の卒業成績上位者各 10 名に自動的に入学許可と奨学金を与えるよう定めている。また、段階化教育法は、職業技術訓練と高等教育学位の並行的習得を促進するシステムを構築し、学生や労働者が修了後により条件のよい仕事に就くことを支援することを目的としている。さらにオープン遠隔教育法は、インターネットなど遠隔通信手段を通じたオープンラーニング（OL）について、既存大学を OL 提供者と指定し、OL 課程により取得した学位を従来の高等教育学位と同等に扱うことを保障している。また同法は、OL 教材及びサービスの提供者に対する免税措置を定め、メディア及び通信機関による OL 課程の普及を奨励している。 （前・海外立法情報課・藤倉 哲郎）

・ [https://www.senate.gov.ph/press\\_release/2014/1217\\_cayetano1.asp](https://www.senate.gov.ph/press_release/2014/1217_cayetano1.asp)